

免許番号 区第513号

漁場の位置 赤穂市坂越湾東海岸地先

漁場の区域 次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域

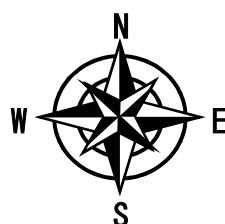
点の位置

A 赤穂市坂越柳の下突端（北緯34度45.86分、東経134度27.24分）

B 赤穂市釜崎南西端（北緯34度45.23分、東経134度27.05分）

ア 北緯34度45.92分、東経134度26.99分

イ 北緯34度45.75分、東経134度26.71分



千種川

坂越

丸山

尾崎

赤穂市

相生市

相生市

相生湾

鰯浜

金ヶ崎

君島

蔓島

0

2

4 km

令和5年9月1日 免許

区第513号

1	表 示				表示番号	表 示	
1	免許年月日	令和5年9月1日	存続期間	令和5年9月 1日から 令和10年8月31日まで	1	左記のとおり漁業権の設定を登録する。 令和5年9月1日	
	漁場	別紙漁場図のとおり					
	漁業の種類	第1種区画漁業 垂下式貝類養殖業 1月1日から12月31日まで					
	主な漁獲物						
漁業の時期							
制限 又は 条件		1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる 標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。					
漁業権区		先取特権区		抵当権区		入漁権区	
順位番号	事項	順位番号	事項	順位番号	事項	順位番号	
1	赤穂市御崎1798番地の1 赤穂市漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日						
海 区	兵庫県瀬戸内海海区	免許番号	区第513号	摘要			